三十七条の七の規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の二中「法」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。）」と、第三十七条の七中「法」とあるのは「旧産活法」とする。

（旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う事業再構築等促進業務に関する経過措置）

第四条　法附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産活法第二十四条の五第一項に規定する指定金融機関の行う同項の事業再構築等促進業務については、旧産活法施行規則第三十七条の三から第三十七条の十一までの規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産活法施行規則第三十七条の三中「法第二十四条の五第一項」とあるのは「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）附則第十四条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第四条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号。以下「旧産活法」という。）第二十四条の五第一項」と、同条第一項各号及び第三十七条の四から第三十七条の十まで中「法」とあるのは「旧産活法」と、第三十七条の十一中「令」とあるのは「産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同令附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）」とする。

様式第一（第５条関係）

新たな規制の特例措置の整備に係る要望書

年　月　日

主務大臣　名　殿

住　所
名　称
代表者の氏名　印

産業競争力強化法第８条第１項の規定に基づき、新たな規制の特例措置の適用を受けて新事業活動を実施したいので、別添の書類を添えて、下記のとおり新たな規制の特例措置の整備を求めます。

記

１．新事業活動の目標
２．新事業活動の内容
３．新事業活動の実施時期
４．新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の条項
５．新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
６．新事業活動の実施に必要な資金の額及びその調達方法
７．その他

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署とする場合、押印を省略することができる。
２．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
３．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．新事業活動の目標
⑴　新事業活動に係る事業の目標（新事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。
⑵　新たな規制の特例措置を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

２．新事業活動の内容
⑴　新事業活動に係る事業の実施内容を記載する。
⑵　新事業活動を行う場所の住所を記載する。

３．新事業活動を実施するために整備が必要となる新たな規制の特例措置の内容
⑴　整備を求める規制の特例措置の内容（現行規制が目的としている安全性等の確保を、現行規制とは異なる方法により担保するための措置等の提案を含むものとする。）を要約的に記載。
⑵　新たな規制の特例措置を整備することにより実施が可能となる事業活動の内容を要約的に記載。
⑶　現行規制の範囲において、既に事業の一部又は全部を実施している場合はその内容を記載。

様式第二（第５条関係）

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年　月　日

殿

大臣　名

平成　年　月　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

（注）「大臣　名」は、第５条第３項の規定による場合には主務大臣名とし、同条第６項の規定による場合には、主務大臣及び関係行政機関の長の連名とする。

記

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

様式第三（第５条関係）

講ずることとする新たな規制の特例措置の内容の公表

１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
２．新たな規制の特例措置の整備の見通し
３．その他

（記載要領）

「１．講ずることとする新たな規制の特例措置の内容」中、新たな規制の特例措置の整備の求めを行った者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第四（第５条関係）

新たな規制の特例措置を講じないこととする旨の通知書

年　月　日

殿

大臣　名

平成　年　月　日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり講じないこととすると判断しましたので、通知します。

記

１．特例措置を講じないこととすると判断する理由
２．規制の特例措置の整備によらず、新事業活動の一部若しくは全部の実施が可能である場合にはその範囲若しくは実施が可能となるための方策又は規制の緩和若しくは撤廃の見通しがある場合はその内容。